

学校ボランティア育成事業 実施要領

1. 目的

少子高齢化の急速な進展に加えて、核家族化の進行により家庭環境の変化と地域力の低下が進む中、市民が安心・安全に豊かな生活ができるように、地域社会で顔なじみになり、お互い支えあいのしくみを構築することが重要である。

「小城市地域福祉活動計画（笑顔で安心なまちづくり）」は、市民と小城市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）や行政、民間団体等が担い、協働することによって、誰もが住み慣れたまちで安心して住み続けられる「福祉のまちづくり」として策定された。

そのため、次代を担う、児童・生徒・学生に対して、福祉教育の充実とボランティア活動（市民活動）の機会と地域の人との交流を深め、たくましく豊かなこころを育てるために、この事業を実施するものである。

2. 協力校の指定

市社協は、市内小・中学校、高等学校より提出される指定申請書（様式1号）を基に指定する。

3. 指定期間

市社協による各協力校の指定期間については、以下のとおりとする。

市社協の指定期間を1年間とする。終了後は、協力校の意見や意志を尊重し、必要に応じて指定期間を延長することができる。

4. 活動内容

活動の取組みとして、交通事故や危険箇所及び犯罪から子どもたちを守るため、日頃から地域との交流や連携活動で顔なじみの関係を築き、安全なまちづくりを図る。

また、地域の商店や企業・諸団体と連携した協働の取組みを行い、人との関係を深め、見守りや支援体制づくりと豊かなこころの育成の体験学習の機会を図ることが望まれる。

協力校は、それぞれの学校の実情に応じて、独自の創意と計画に基づき、次のような活動を行う。

- (1) 高齢者及び障害者（児）との交流を通しての福祉教育・学習会を実施する。
- (2) 総合学習等の授業で福祉教育や地域を媒体とした教育活動を実施する。
- (3) 地域活動に参加及び地域との交流を通して、人間教育を行う。
- (4) 商店・企業と協働でチャレンジショップなどを開催して、地域住民との交流と社会体験を実施する。
- (5) 環境教育としてリサイクル活動や自然環境の保全活動を実施する。
- (6) 地域の安全や安心活動として、声掛け活動や市民への啓発活動を実施する。
- (7) 空き缶等資源や使用済み切手収集などのボランティアを実施する。
- (8) 共同募金を積極的に推進して、その還元金をもって地域福祉活動へ協力する。

5. 補助金

市社協は、ボランティア活動に要する費用として、別に定める「小城市学校ボランティア育成事業補助金交付要綱」に従い補助金を交付する。

6. この要領は、平成27年度分の事業より適用する。